

難民等に対する日本語教育人材について指摘されている課題について（案）

- 難民として庇護^{ひご}を求めて来日する者の中には、初等教育を受けられなかった者が一定数いることが報告されている。また、国籍国等をやむなく離れることになったショックや、迫害などの体験による極度のストレス状態など、精神的に不安定な状態にある者もあり、日本語指導に当たってはそれまでの教育履歴に関わらず特別な配慮を要する。
- 上記のことから、難民等に対する日本語教師には、他の活動分野とは異なる資質・能力が求められることから、別の研修プログラムが必要とされる。
- 日本は、1970年代から中国帰国者や難民など、初等教育を受けることができなかつた高齢者から子供までの者を含む日本語学習者に対する定住支援策として日本語教育を行ってきた。しかし、その教育を担ってきた日本語教師の資質・能力や教育内容等の知見が十分に共有されていないとの指摘がある。
- インドシナ難民、条約難民、第三国定住難民等に対する日本語教育に携わる日本語教育人材の研修は、公益社団法人国際日本語普及協会のほか一部支援団体等が担っており、その一部は、地域における難民等を含む日本語学習支援に関わる関係者に共有が図られてきた。現在、このような背景を持つ学習者は、全国各地に点在する状況となっているが、各地で日本語教師に対する研修機会が確保されていない。
- 難民等に対する日本語教師には、難民支援に関わる地方公共団体の職員や教員、難民支援団体等の担当者をはじめとする日本語教育の専門家以外の関係者に対して、日本語教育の必要性や、日本語学習の効果や学習者の背景及び異文化受容・適応の度合いなどを分かりやすく説明するコミュニケーション能力と支援関係者と連携、協力して支援に当たる姿勢が必要とされる。